

答弁書第九六号

内閣参質一七六第九六号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出自傷行為の防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田昌良君提出自傷行為の防止に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

厚生労働省としては、身体の傷病と精神の疾病の治療を併せて行うことができるよう、一般救急と精神科救急の連携の推進方策について検討を行い、平成二十二年度から、精神科救急医療体制整備事業において、身体疾患と精神疾患のいずれにもり患している救急患者を必ず受け入れることについて地域の消防機関と合意している医療機関に対する財政支援を行うこととしたところである。また、同事業においては、これまで、身体合併症等の残存症状を治療する医療機関への転院を支援するため専従の精神保健福祉士一名を置いている医療機関に対する財政支援を行っているところであり、今後とも、当該財政支援により、医療機関の人員配置の充実を図ることとしている。

お尋ねの全国的な実態調査については、総務省消防庁及び厚生労働省において、その実施について検討を行ったが、自傷行為を行った者、その搬送を行った消防機関及び搬送先医療機関等の負担を考慮すると、これらの協力を得ることは難しく、これを実施することは困難であるとの結論に至ったところである。

